

議案第 4 4 号

市川市長が管理及び執行をする教育に関する事務を定める条例の  
制定について

市川市長が管理及び執行をする教育に関する事務を定める条例を次のように定める。

平成 2 0 年 2 月 1 8 日提出

市川市長 千 葉 光 行

市川市条例第 号

市川市長が管理及び執行をする教育に関する事務を定める条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市川市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を次のとおり定める。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

（市川市スポーツ振興審議会条例の一部改正等）

2 市川市スポーツ振興審議会条例（昭和 3 7 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「教育委員会」を「市長又は教育委員会」に改める。

第 4 条第 1 項中「中から教育委員会が市長の意見をきいて」を「うちから、市長が教育委員会の意見を聴いて」に改める。

3 この条例の施行の際現にスポーツ振興審議会の委員である者は、平成20年4月1日に、前項の規定による改正後の市川市スポーツ振興審議会条例（次項において「新審議会条例」という。）第4条第1項の規定により委員として任命されたものとみなす。

4 前項の規定により任命されたものとみなされる委員の任期は、新審議会条例第4条第2項の規定にかかわらず、平成20年4月1日における附則第2項の規定による改正前の市川市スポーツ振興審議会条例第4条第1項の規定により任命されたスポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（市川市市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正等）

5 市川市市民体育館の設置及び管理に関する条例(昭和48年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条、第7条及び第8条中「委員会」を「市長」に改める。

第9条中「使用者が体育館の建物、附属設備、備品等を破損又は汚損若しくは滅失した場合は、すみやかに原状に回復し、又は委員会が相当と認める損害額」を「体育館の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせたものは、速やかに、原状に回復し、又はその損害」に改め、同条ただし書中「委員会が特に」を「市長が」に改める。

第10条中「別に委員会が」を「規則で」に改める。

6 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の市川市市民体育館の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により教育委員会から使用の許可を受けているものは、前項の規定による改正後の市川市市民体育館の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により市長から使用の許可を受けたものとみなす。

（市川市市民プールの設置及び管理に関する条例の一部改正）

7 市川市市民プールの設置及び管理に関する条例(昭和57年条例第27号)

の一部を次のように改正する。

第3条中「又は勤務し、若しくは、在学する」を「勤務し、又は通学する」に改め、同条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

(1) 市民プールを使用しようとする者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 市民プールを使用しようとする者が市民プールの施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) その他市民プールの管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

第7条中「一に」を「いずれかに」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「使用者が、市民プールの建物、附属設備、備品等を破損し、又は汚損し、若しくは滅失した場合は、すみやかに」を「市民プールの施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせた者は、速やかに、」に改め、同条ただし書中「教育委員会が特に」を「市長が」に改める。

第9条中「別に教育委員会が」を「規則で」に改める。

## 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を踏まえ、文化スポーツ行政のより一層の拡充を図るため、教育に関する事務のうちスポーツ及び文化に関する事務の一部を市長が管理及び執行をすることとするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。